

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年4月20日認可した。

平成24年5月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）古畑地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）樋横井地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）皿池地区
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川上1号地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川上2号地区
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）城池公洲池幹線地区